

特別解説

我が国の主要な企業（4月決算から12月決算）の監査報告書において開示された監査上の主要な検討事項（KAM）①

はじめに

新型コロナウイルス感染症対応に世界中の政府や企業が忙殺されて早くも3年。なかなか終息の兆しが見えない中、企業の2021年度の決算が出揃ってきた。

欧州や米国の企業に続き、我が国の上場企業に対しても2021年3月期から監査報告書へのKAMの記載が要求されることになり、2022年3月期決算の企業からはKAMの記載が二巡目に入ることになる。

本稿では、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成する日本企業（以下「IFRS任意適用日本企業」という。）、及び2022年3月31日現在で

株式時価総額ランキングの上位300社に入った日本企業のうち、IFRSを任意適用していない日本企業（以下「我が国の会計基準を適用する日本企業」という。）で、2021年4月末日から2021年12月末日までに決算期末を迎えた企業を対象としてKAMの記載状況の調査を行った。

調査対象としたほとんどの企業の会計監査人にとっては、はじめて公表されたKAMということになる。本稿では2回に分けて、各社の監査報告書に記載されたKAMの全体的な分析を行った後、個別の事例をいくつか紹介することとしたい。

調査対象とした企業

今回調査対象とした企業は、2021年4月末日から2021年12月末日までに決算期末を迎えたIFRS任意適用日本企業70社と我が国の会計基準を適用する日本企業18社の合計88社である。なお、我が国の会計基準を適用する日本企業は株式時価総額ランキングの上位300社に入った企業のうちの100社を選定したが、そのうち4

月末日から12月末日までに決算期を迎えた企業が18社であった。なお、KAMは連結財務諸表に対する監査報告書に記載されたもののみを取り上げており、個別財務諸表に対する監査報告書に記載されたKAMは今回の調査対象とはしていない。

KAMの定義と決定のプロセス、報告上の留意事項等

KAMは、監査基準委員会報告書701「独立

監査人の監査報告書における監査上の主要な検